

## 福生市議会会議用システム端末機等の使用等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福生市議会（以下「市議会」という。）における会議用システム及び会議用システム等を使用するための端末機に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議用システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムで、資料の共有等を行うものをいう。
- (2) 端末機 会議用システム等を使用するためのタブレット型コンピュータをいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア コンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアをいう。

(端末機の利用者)

第3条 端末機を使用することができる者（以下「端末利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福生市議会議員（以下「議員」という。）
- (2) 福生市議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）
- (3) その他議長が許可する者

(会議用システムの利用者)

第4条 会議用システムを使用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員
- (2) 事務局職員
- (3) 会議の開催に当たって会議用システムの使用が必要である市職員等であつて、議長が許可する者

(端末機の貸与)

第5条 議長は、議員活動、議員活動支援等に資するため、端末使用者に端末機を貸与するものとする。

- 2 端末使用者は、端末機を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末使用者は、第3条に規定する端末使用者でなくなったときは、直ちに端末機を議長に返却しなければならない。

(端末機の取扱い)

第6条 端末使用者は、端末機及び付属機器を善良な管理者として適切に管理しなければならない。

- 2 端末使用者は、端末機及び端末機に付随して使用するアプリケーションソフトウェアのパスワードを適正に管理しなければならない。
- 3 端末使用者は、端末機を紛失し、又は破損した場合は、端末機紛失・破損届(別記様式第1号)により速やかに議長に届け出なければならない。

(端末機の使用)

第7条 端末使用者が端末機を使用して行う会議は、次に掲げるとおりとする。ただし、機器、通信回線等の不具合等により端末機の使用ができないときは、この限りでない。

- (1) 本会議
  - (2) 常任委員会
  - (3) 議会運営委員会
  - (4) 特別委員会
  - (5) 全員協議会
  - (6) その他議長が認める会議
- 2 端末使用者は、前項の規定により会議で端末機を使用するときは、当該会議の目的以外の使用をしてはならない。

(会議以外の端末機の使用)

第8条 前条第1項の会議以外で端末使用者が端末機を使用できる活動等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員活動及び議会活動
  - ア 市民等への活動報告等
  - イ 視察等
- (2) インターネットによる情報収集
- (3) 情報伝達
  - ア 議員相互、事務局職員及び市との情報伝達
  - イ 災害時等の緊急情報伝達
- (4) その他議長が認めるもの  
(禁止事項)

第9条 端末使用者は、端末機の使用に当たっては、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 個人情報を含むデータを使用し、又は保存すること。
- (2) 公開を前提としていない情報の開示に使用すること。
- (3) 他の端末機、記録媒体等に接続すること。
- (4) 不特定多数の者が使用するW i - F i 環境に接続すること。
- (5) 会議中にSNS等への投稿をすること。
- (6) 会議中に電子メール等により外部との連絡を行うこと。
- (7) 会議を録音し、又は録画すること。
- (8) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (9) その他議長が定めること。

2 議長又は会議の長は、前項各号に掲げる事項に違反する者に対して、注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められないときは、当該違反者に対し端末機の使用を停止させることができる。

(情報漏えい防止のための遵守事項)

第10条 端末使用者（事務局職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）

は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 端末使用者の責任において情報の送受信をすること。
- (2) 会議用システム又はアプリケーションソフトウェアにより入手できるデータの正確性を保持するとともに、データ等の紛失又は流出の防止に努めること。
- (3) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、情報漏えい報告書（別記様式第2号）により議長に報告し、必要な措置を講ずること。

（情報セキュリティ対策）

第11条 端末使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処するものとし、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策について不明な点又は遵守することが困難な点がある場合は、速やかに議長に相談し、指示等を受けなければならない。
- (2) 情報資産の漏えい、コンピュータウイルスの感染等を防止するため、端末機に他の端末機、記録媒体等を接続してはならない。
- (3) 端末機のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を議長の許可なく変更してはならない。
- (4) 端末機について、第三者に使用されること又は議長の許可なく情報を閲覧されることがないように、端末のロック、文書等が容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。
- (5) 議長は、情報セキュリティ対策に関する事項について、定期的に議員に啓発しなければならない。

（通知、届出等）

第12条 議員及び事務局職員は、双方の間で通知、届出等を会議用システム又は

アプリケーションソフトウェアにより行うことができる。

- 2 前項の規定により会議用システムで行う通知、届出等は、機器、通信回線等の不具合等が発生したときは、復旧するまでの間、他の方法により行うものとする。

(その他)

第13条 会議用システム及び端末機の使用等に関して疑義等が生じた場合は、議会運営委員会において協議するものとする。

(使用者以外の会議の出席者)

第14条 端末使用者以外の会議の出席者は、第7条第1項の会議において第2条第2号の端末機以外の端末機を使用しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。この場合において、当該出席者は、第7条第2項の規定を遵守するものとする。

(委任)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

福生市議会議長 宛て

福生市議会議員

端末機紛失・破損届

次のとおり端末機の（ 紛失 ・ 破損 ）について届け出ます。

紛失又は破損した日	年 月 日（ ）
紛失した場所又は破損した箇所	
紛失又は破損の経緯	
再発防止策	

【管理者記入欄】

端末機管理情報	No. ( - - )
交換、修理等の対応	

別記様式第2号（第10条関係）

年 月 日

福生市議会議長 宛て

福生市議会議員

情報漏えい報告書

次のとおり会議システム、端末機及びアプリケーションソフトウェアにおける情報漏えいがあったため報告します。

発生日	年 月 日 ( )
情報漏えいの経緯及び要因並びに発生時の対応	
再発防止策	

【管理者記入欄】

端末機管理情報	No. ( - - )
措置内容	